

令和2年2月14日  
照会先：医薬・生活衛生局生活衛生課  
課長補佐 溝口（内線2433）  
管理係長 岡田（内線2438）  
（代表）03-5253-1111  
（夜間）03-3595-2301

## 新型コロナウイルス感染症関連特別融資について

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店営業、喫茶店営業及び旅館業の営業において資金繰りが懸念されることに鑑み、株式会社日本政策金融公庫におけるセーフティネット貸付に加え、令和2年2月21日より「衛生環境激変対策特別貸付制度」を実施することとしました。

### ○衛生環境激変対策特別貸付制度の概要

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別な貸付制度。

- ・貸付対象者：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業者及び旅館業を営む者
- ・資金使途：経営を安定させるために必要な運転資金
- ・貸付限度額：飲食店営業及び喫茶店営業は別枠1,000万円、旅館業は別枠3,000万円
- ・貸付期間：7年以内
- ・据置期間：2年以内
- ・貸付利率：基準利率（ただし、振興計画に基づく事業を実施している者については、基準利率-0.9%）
- ・取扱期間：令和2年2月21日から令和2年8月31日まで

（参考）

### ○生活衛生セーフティネット貸付

- ・貸付対象者：振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業況悪化を来している者
- ・貸付限度額：別枠 5,700万円（運転資金）
- ・貸付利率：基準利率

# 衛生環境激変対策特別貸付の概要

## 目的等

感染症又は食中毒の発生による衛生環境の激変に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障をきたしている生活衛生関係営業者の経営の安定を図るための特別の貸付制度。

## 制度の概要

- 1 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食店営業者、喫茶店営業者及び旅館業を営む者
- 2 資金使途：経営を安定させるために必要な運転資金
- 3 貸付限度額：飲食店営業及び喫茶店営業は別枠1,000万円、旅館業は別枠3,000万円
- 4 貸付期間：7年以内
- 5 据置期間：2年以内
- 6 貸付利率：基準利率（ただし、振興計画に基づく事業を実施している者については、基準利率－0.9%）  
※ 担保等の変動あり。（令和2年2月3日現在、基準利率1.91%）
- 7 取扱期間：令和2年2月21日から令和2年8月31日まで

## 【過去の衛生環境激変対策特別貸付の発動実績】

### OBSE(牛海綿状脳症)関連

・実施期間：平成13年10月  
～14年10月  
・貸付実績：件数 1,714件  
金額 10,719百万円

### OSARS(重症急性呼吸器症候群)関連

・実施期間：平成15年6月～12月  
・貸付実績：件数 26件  
金額 193百万円

### ○鳥インフルエンザ関連

・実施期間：平成16年3月  
～9月  
・貸付実績：件数 140件  
金額 822百万円

### ○新型インフルエンザ関連

実施期間：平成21年7月  
～12月  
貸付実績：件数 199件  
金額 2,135百万円

### ○口蹄疫関連

実施期間：平成22年8月  
～23年2月  
貸付実績：件数 19件  
金額 88百万円

(※)衛生環境激変対策特別貸付は、日常的に実施される貸付制度ではなく、感染症等の発生による衛生環境の激変に伴い、生活衛生関係営業者の経営に対する影響がある場合に、厚生労働省及び財務省の指示を受けて発動される。